

## 第6章

# 個性豊かな教育・文化のまち

### 1. 学校教育の充実

1. 幼児教育の推進
2. 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進
3. 豊かな心を育む教育の推進
4. 健やかな体を育む教育の推進
5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
6. 開かれた学校づくりの推進
7. 教育施設整備の推進

### 2. 生涯学習の充実

1. 生涯学習活動の推進
2. 生涯学習環境の充実
3. 人材バンクの活用と指導者の養成
4. 公民館活動の充実
5. 図書館の充実

### 3. 芸術・文化の振興

1. 芸術文化に触れる機会の充実
2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進
3. 施設の活性化
4. 文化財の保護と活用
5. 史料館活動の充実

### 4. スポーツ・レクリエーションの振興

1. スポーツ活動の場と機会の充実
2. 指導者・スポーツ団体の育成
3. スポーツ施設の整備・充実

### 5. 青少年の健全育成

1. 青少年健全育成地域体制の強化
2. 家庭・地域の環境づくり
3. 相談体制の整備充実
4. 社会参加の促進
5. 放課後子ども教室の推進

## 1 学校教育の充実

### 基本方針

学校教育においては、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）のバランスがとれた教育を目指し、特色ある教育を推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進してまいります。また、幼児教育については、幼児の発達や実態に即した教育内容の充実に努めます。学校施設及び給食施設については、良好な教育環境が維持できるよう整備充実に図ります。

### 現況と課題

学力については、本市の児童生徒の学力調査における平均得点は、県とほぼ同程度ですが、基礎的・基本的な知識及びその活用に、若干課題があります。そのため、各小・中学校では、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することが求められております。また、コミュニティ・スクールの実施や学校支援ボランティアの積極的な活用など、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、自然体験活動、道徳教育やキャリア教育\*などの充実により、「豊かな心」や「健やかな体」を育成することが必要です。

幼児教育については、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼児期にふさわしい学びや生活の充実が図れるよう、幼稚園教育を推進する必要があります。

一方、学校教育施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地震発生時における児童生徒の安全確保や、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、耐震化の向上を早急に図るとともに、効率的な施設整備を推進する必要があります。

また、すべての児童生徒に安全で安心な給食を提供する中で、給食センターや学校等での食育を通して、食への正しい理解と望ましい食習慣を身につけるなど、学校給食の充実に図る必要があります。

■学校数、学級数、児童数及び生徒数【小学校、中学校】

	小学校					中学校				
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数(人)			学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数(人)		
			計	男	女			計	男	女
平成19年	12	131	3,163	1,596	1,567	4	52	1,620	853	767
平成20年	12	126	3,121	1,579	1,542	4	53	1,598	837	761
平成21年	12	127	3,076	1,563	1,513	4	53	1,553	808	745
平成22年	12	128	3,055	1,579	1,476	4	53	1,541	778	763
平成23年	12	131	3,021	1,563	1,458	4	52	1,506	752	754

資料：学校基本調査

■義務教育施設位置図



## 施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
<b>■すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み・書きの定着状況</b> 確かな学力を身に付けさせるため、その基本となる漢字の読み書き平均正答率の向上を目指す。（小学6年生）	85.1%	90%
<b>■すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み・書きの定着状況</b> 確かな学力を身に付けさせるため、その基本となる漢字の読み書き平均正答率の向上を目指す。（中学3年生）	81.7%	85%
<b>■すべての教科に関わる基礎的・基本的な四則計算の定着状況</b> 確かな学力を身に付けさせるため、その基本となる四則計算の平均正答率の向上を目指す。（小学6年生）	76.8%	85%
<b>■すべての教科に関わる基礎的・基本的な四則計算の定着状況</b> 確かな学力を身に付けさせるため、その基本となる四則計算の平均正答率の向上を目指す。（中学3年生）	86.9%	90%
<b>■体力テストA+Bの割合</b> 児童の基礎的体力向上を図るため、県体力テストにおいて、指標（A+B）の割合55%以上を目指す。（小学6年生）	62.1%	65%
<b>■体力テストA+Bの割合</b> 生徒の基礎的体力向上を図るため、県体力テストにおいて、指標（A+B）の割合55%以上を目指す。（中学3年生）	62.3%	65%
<b>■不登校の出現率</b> 適応指導教室や学校、関係機関の連携により、不登校児童数の減少を目指す。（小学校）	0.5%	0.3%
<b>■不登校の出現率</b> 適応指導教室や学校、関係機関の連携により、不登校生徒数の減少を目指す。（中学校）	2.4%	2.3%
<b>■教育施設の耐震化率</b> 学校教育施設の安全性を確保するため、小中学校の耐震化率について、90%以上を目指す。	81.6%	90%
<b>■学校給食での地元食材の使用率（食材の総品目数に対する割合）</b> 学校給食を「生きた教材」として活用し、「食」とそれを支える農業等の理解を深めるため、地元食材の使用率の向上を目指す。	40%	45%

## 個別施策

### 1. 幼児教育の推進《6101》

①幼児期における教育の重要性を踏まえ、幼稚園の統合化など教育環境や教育内容の充実を図るとともに、複数年保育等の幼児教育の振興に努めます。



②幼稚園・家庭・地域・小学校が連携し、幼児一人ひとりに生きる力の基礎を育成し、道徳性の芽生えを培う就学前教育の充実に努めます。

③幼稚園が地域における子育て支援のセンター的役割を担えるよう、預かり保育などの充実に努めます。

### 2. 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進《6102》

①児童生徒の、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と活用する力を育みます。

②自ら課題を見つけ、解決していこうとする児童生徒を育成します。

③指導力の向上を図るために、積極的に研修に取り組み、分かりやすい授業を展開します。

④教員の業務改善に努め、子どもと向き合う時間の確保に努めます。

- ⑤「家庭学習の手引き」等を活用し、学校と家庭が協力して、児童生徒の望ましい学習習慣の確立を図ります。
- ⑥社会人T T\*、理科支援員\*及び学力向上支援員などの外部人材を積極的に活用し、地域と連携して教育力の向上を図ります。

### 3. 豊かな心を育む教育の推進《6103》

- ①「あいさつ・声かけ運動」などのマナーアップ運動や、親子で参加できる行事を開催します。
- ②不登校、不安や悩みを抱える児童生徒に対して、学校や関係諸機関との連携をもとに、再登校への援助及び不安や悩みの解決に取り組みます。
- ③生徒指導体制の充実と関係機関との連携強化を図るため、生徒指導上の諸問題に対応した様々な支援を行います。
- ④幼児・児童生徒、それぞれの発達段階に応じた、基本的な生活習慣の定着とマナーアップに向けた活動を推進し、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図ります。
- ⑤就学前の早い時期から保護者が相談できるよう、相談機会の拡充に努めます。
- ⑥障がい\*のある園児・児童が幼稚園や小学校で安心して学校生活を送れるよう生活介助員を配置し、学級生活の支援と教育の充実に努めます。

### 4. 健やかな体を育む教育の推進《6104》

- ①たくましい心と体を持った「小美玉っ子」を育成するため、児童生徒の外遊びや運動、スポーツ活動の機会拡大を図ります。
- ②生涯を通じ、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力・実践力を培うため、健康教育の資質の向上と指導方法の改善・充実に努めます。
- ③望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育む学校給食の充実に努めます。
- ④学校給食において地場産食材や郷土料理を活用し、児童生徒の地域産業や食文化への理解を深めます。

### 5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進《6105》

- ①学校に整備されているICT\*や授業用コンテンツを有効に活用し、「分かりやすい授業」を展開します。
- ②児童生徒の職場見学及び職場体験学習を継続して実施します。
- ③キャリア教育\*の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒が自らの力で生き方を選択していくために必要な能力や態度を育成します。
- ④外国語指導助手（ALT）やICT\*を効果的に活用し、国際社会に生きるための資質や能力を育成します。

### 6. 開かれた学校づくりの推進《6106》

- ①各学校は創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある教育を推進します。
- ②学校の教育活動全般について保護者や地域住民などへの情報公開\*に努めます。



- ③すべての学校において学校評議員制度\*の活用を図るとともに、コミュニティ・スクールや学校支援ボランティア事業を充実させ、学校と地域の連携をさらに推進し、地域に開かれた学校づくりを目指します。

### 7. 教育施設整備の推進《6107》

- ①各教育施設の耐震化を図っていくとともに、子どもたちの快適な教育環境の充実を図るため、各種施設の充実に努めます。
- ②「小中学校規模配置適正化基本方針」に基づき実施計画を策定し、通学区域の再編や学校の統合（再編）などの具体的な方針を定めるとともに、統合（再編）の対象となる学校跡地や施設整備の活用についても関係機関とともに調整を図りながら、有効な活用策を検討します。



## 2 生涯学習の充実

### 基本方針

いつでも、どこでも、誰もが、自分の自由な意思に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習社会の構築を目指し、生涯学習に関する基本的な方針を定め、市民と行政の連携による生涯学習推進体制を整備します。

また、生涯学習施設の利用促進と利便性、サービス向上を目指し、施設間の連携を強化し、運営内容及び施設の充実を図ります。

### 現況と課題

社会の成熟化、時間消費型サービス\*への需要の増大、時間にゆとりのある高齢者の増加などに伴い、ライフスタイルは時代とともに変化し、余暇時間の過ごし方や豊かさに対する価値観なども次第に変化してきています。このような状況のなか、市民が生涯を通して学び続けられる環境づくりが強く求められています。

現在、本市の生涯学習施設で開催されている講座などの参加者は高齢者が多く、利用者や講座内容も固定化の傾向にあります。また、市民の生涯学習へのニーズも多様化するなかで、市民の自由で自主的・主体的な学習機会の創造や急速に進歩し続ける情報化社会に適応した生涯学習機会の充実を図る必要があります。

そして、市民自らが生涯学習の担い手となる「生涯学習のまちづくり」に向けて、全市民的な生涯学習推進体制を構築し、市民と行政が連携して生涯学習活動を推進していく必要があります。

また、公民館などの生涯学習施設については、市民が様々な活動を推進するための十分な機能を備えているとはいえ、施設の整備充実や市民が利用しやすい施設運営を図る必要があります。さらに、図書館の運営については、市民ニーズを把握しながら、施設を充実させ、利便性向上を図るとともに多くの市民が本に接する機会を創出する必要があります。

■生涯学習施設位置図



## 施策の目標

	現況（平成24年）	目標年次
<b>■公民館利用者数</b> 生涯学習活動団体の支援等により、講座、講演数の増加及び、サービス向上を図り、年間利用者数の増加を目指す。	92,751人	100,000人
<b>■図書館登録者数</b> 図書館のサービス向上と図書館利用促進を図り、図書館利用登録者（累計）の増加を目指す。	6,787人	12,000人

## 個別施策

### 1. 生涯学習活動の推進《6201》

- ①本市の生涯学習における中長期的な指針となる「市生涯学習推進計画」を策定し、計画に基づきながら、多様化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習プログラムの提供に努めます。



- ②自主講座など市民主体で行う学習活動を支援します。

### 2. 生涯学習環境の充実《6202》

- ①市民の生涯学習活動の場となる各種施設については、施設のあり方も含め、効率的な施設運営に努めながら、市民の自主的な生涯学習活動を支援するための整備・充実を図ります。

- ②多様化する学習ニーズに即した講座・教室などの充実を図ります。

### 3. 人材バンクの活用と指導者の養成《6203》



- ①生涯学習のための新たな人材発掘及び養成に努めるとともに、市民に広く制度の周知とPRを行い、生涯学習人材バンクの更なる利用促進を図ります。

### 4. 公民館活動の充実《6204》

- ①インターネットによる施設利用や講座などの申込みシステムの導入を進めます。

- ②地域のニーズに対応した学習機会の提供を行います。

### 5. 図書館の充実《6205》

- ①市民のニーズに即した図書資料の計画的整備を図るとともに、県立図書館や近隣図書館と連携し、市民が利用できる図書資料の拡充に努めます。

- ②地域の歴史文化を継承する郷土資料や貴重書のデジタル化を進めます。

- ③ユニバーサルデザイン\*を取り入れ、誰にでも使いやすい施設の整備充実に努めます。

- ④インターネットによる蔵書検索、予約サービスの普及促進を図るとともに、開館時間の拡大など利用者ニーズに応じた施設運営について検討します。



- ⑤絵本の読み聞かせやお話し会、ブックスタート\*など、地域のボランティアと連携した事業を推進します。



### 3 芸術・文化の振興

#### 基本方針

市民一人ひとりが、豊かでゆとりある文化的な生活を享受できる社会を目指し、誰もが気軽に真の芸術文化に触れることができ、さらには、市民が主体的に文化活動に参加できる環境の整備充実を図ります。

また、貴重な歴史遺産についての確に調査・保護する体制づくりを推進するとともに、市民ニーズに対応した史料館の充実に努めます。

#### 現況と課題

社会経済の変化に伴い、心の豊かさや、人と人がふれあうゆとりのある生活が求められ、市民の文化や芸術への関心も高まってきています。

本市においては、地域の長い歴史の中で生まれ受け継がれてきた芸術・文化の振興を図るとともに、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化財を調査し、適正な保護・保存に努めてきました。

本市の文化活動については、約60の団体が加盟する文化協会をはじめ、多くの文化団体や市民が文化活動に励んでいます。これら団体の発表の場として、市民文化祭などを開催し、市民が芸術に親しむ機会として提供しています。また、市内3つの公共ホールにおいては、ワークショップや参加体験型事業といった誰もが参加できる文化事業の拡充や、創造・育成事業など特性を生かした事業を展開し、多くの住民に様々な芸術文化に触れる機会を提供しています。今後は、「小美玉市まるごと文化ホール計画（平成24年3月策定）」に基づき、市民の文化活動の拠点となる3つの公共ホールの活動を中心に、「住民主役（行政支援）」による事業推進を進め、住民と行政が互いに知恵を絞り汗を流しながら、徹底した住民参画による文化活動を今後も展開していく必要があります。そして、表現者、それを支えるスタッフ、企画者、さらには演劇・音楽・美術・映画など、ありとあらゆるジャンルへの参加参画の受け皿が用意できている長所を生かしながら、「参加のしやすさ」と「習熟した住民との活動提携」のクオリティを高め、理想的なまちづくりのスタイルに近づけていくことが、これからの課題となっています。

また、本市の文化財については、埋蔵文化財、古文書、近代化遺産、仏像などの各種調査・保護を進めてきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、貴重な歴史遺産が老朽・滅失する傾向にあり、その更なる調査保護体制の整備が必要となっています。

特に、埋蔵文化財は、国道6号周辺の開発や茨城空港関連の整備などに伴い、迅速な対応が求められることとなり、その体制整備を検討するとともに、史料館などの収蔵機能の拡充や、展示機能を充実させる必要があります。

## 施策の目標

	現況 (平成 24 年)	目標年次
<b>■文化祭参加団体及び参加者数</b> 市民の文化活動の様々な支援を図り、文化祭への参加者数(個人+団体)の増加を目指す。	7,200 人	7,300 人
<b>■公共ホールの稼働率 (大ホール) 全国平均：60% (H 22 年度)</b> 芸術文化団体などへの支援を行うとともに、施設の活性化を図るため、公共ホールの稼働率の向上を目指す。	73.2%	75%
<b>■入館者、利用者数</b> 「市まるごと文化ホール計画」に基づき、公共ホールの利用度向上を図り、入館者、利用者数の増加を目指す。	170,346 人	220,000 人
<b>■住民参加参画者数 (文化祭を除く)</b> 住民の文化活動への参加しやすい仕掛けを作り、住民参加・住民参画者数の増加を目指す。	2,213 人	2,500 人

## 個別施策

### 1. 芸術文化に触れる機会の充実《6301》



①次代を担う子どもたちや青少年が、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。

②妊娠・子育て中の方や高齢者などが気軽に参加できる芸術・文化事業を継続的に実施し、地域のアーティストやボランティアなどと一体となった活動をさらに充実させていきます。



③身近に芸術文化に触れる機会を提供するため、ホールだけでなく市内のあらゆる地域に出向いて開催する出前公演の充実をめめます。

④ワークショップや体験教室など、芸術や創作活動に直に触れる機会を増やし、誰もが参加できる文化事業の拡充を図ります。

### 2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進《6302》



①市文化協会及び各種文化団体の活動を奨励し支援に努めます。



②市民が参画する実行委員会を中心に、企画から事業に至るまで市民との協働による事業を推進します。



③市民の芸術・文化活動をサポートするボランティア組織の支援を行います。

### 3. 施設の活性化《6303》



①「市まるごと文化ホール計画」に基づき、3つの公共ホールが連携し、特性を生かすことで、地域住民に親しまれる施設運営に努めるとともに、稼働率の向上を図ります。



②市民が積極的に関わる施設運営を目指すための指導・助言や市民リーダーの養成に継続的に取り組んでいきます。

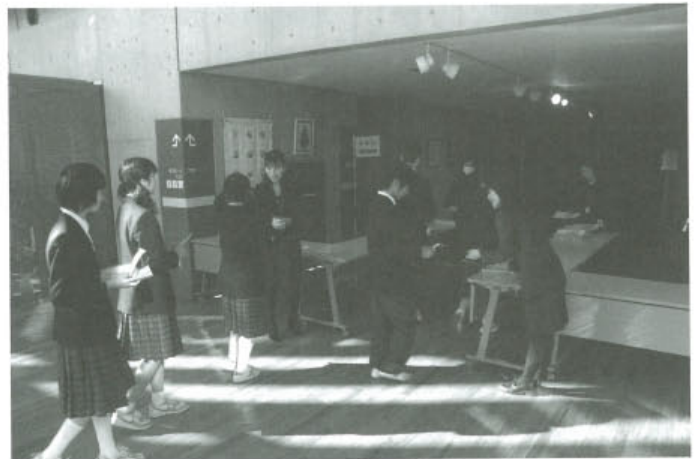


#### 4. 文化財の保護と活用《6304》

- ①埋蔵文化財分布調査の未調査地域における調査を実施するとともに、開発などに伴う文化財の調査・保護体制を整備します。
- ②発掘調査報告書の刊行など調査成果の公表に努めます。
- ③「市文化財保護条例」及び「市指定文化財補助要綱」に基づき、有形文化財や民俗文化財、及び記念物などの保護・活用を推進します。

#### 5. 史料館活動の充実《6305》

- ①地域の歴史や文化を次代に継承するため、分かりやすい展示内容の充実に努めるとともに、史跡巡りなどの館外活動を積極的に展開します。
- ②史跡ガイドマップや副読本などを活用し、子どもからお年寄りまで、市民の郷土への愛着を高める郷土学習活動の充実に努めます。
- ③市内に分散して保存されている発掘調査出土品や図書類などの文化財については、適正な保存・管理に努めます。



## 4 スポーツ・レクリエーションの振興

### 基本方針

市民が気軽に、いつでも、どこでも、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、健康でいきいきと暮らせる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

### 現況と課題

近年、人生をより豊かにし、心身両面にわたる健康の保持と増進に資するスポーツは、特に高齢化の進展や生活利便性の向上による体力の低下が懸念される今日においては、その意義はますます大きくなりつつあります。特に、生活の利便化や生活様式の変化が、子どもの日常生活における身体を動かす機会の減少につながり、子どもの体力低下やスポーツ離れが懸念されています。

今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。特に子どもを取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会をつくっていく必要があります。また、「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和のとれた食事、適度な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則をふまえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であり、そのためには家庭における積極的な関わりが必要不可欠となっています。

国においては、新たに「スポーツ基本法」が施行（平成23年8月）され、同法に基づき、「子どものスポーツ機会の充実」や「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」などを掲げた「スポーツ基本計画」が策定（平成24年3月）されました。市町村においても、国の方針に従い、スポーツに親しみ、楽しむ市民の拡大を図り、誰もが生涯にわたり身近で気軽にスポーツに参加できる環境を整備することが求められています。

本市の主要なスポーツ施設は、小川運動公園、小川B&G海洋センター、希望ヶ丘公園、玉里運動公園がある他、夜間・休祭日における学校体育施設の開放を行っており、これら身近な施設において、市民のスポーツ活動が活発に行われています。スポーツ活動の基盤となる体育施設については、多様なライフステージに応じたスポーツ環境を整備することから、地域バランスを考慮した施設の配置・整備を検討するとともに、施設の運営・維持管理手法なども検討する必要があります。

また、市民の日常的なスポーツ活動を支援する役割を担う、体育協会やスポーツ少年団などの各種団体については、様々な分野でスポーツ指導者を中心に、主体的にスポーツ活動を行っています。しかし、地域のスポーツを牽引してきた指導者の高齢化に伴い、世代交代が必要であることから、幅広くスポーツ指導者を養成する仕組みを構築する必要があります。

#### ■運動施設利用状況

施設名	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
小川運動公園	15,334	17,387	14,718	15,602	16,978	80,019
小川B&G	14,594	16,194	11,373	13,533	13,494	69,188
希望ヶ丘公園	52,883	48,465	41,286	37,796	39,239	219,669
玉里運動公園	27,530	30,258	23,781	21,637	27,194	130,400
玉里B&G	26,493	26,671	26,696	29,537	31,579	140,976
農業農村改善センター(プール)	2,407	1,594	1,416	2,372	1,879	9,668
合計	139,241	140,569	119,270	120,477	130,363	499,276

資料：スポーツ振興課

## 施策の目標

	現況 (平成 24 年)	目標年次
<b>■スポーツ施設利用者数</b> 市民が利用しやすい施設環境を整備することにより施設利用者数の増加を目指す。	123,300 人	135,700 人
<b>■スポーツ教室の開催数</b> 市民のライフステージに応じたスポーツ機会を提供することにより参加者の増加を目指す。	11 企画	11 企画
<b>■運動やスポーツの実施頻度</b> 市民アンケート調査(スポーツ)から市民が週に1回以上運動やスポーツに取り組む市民の増加を目指す。	36%	50%

## 個別施策

### 1. スポーツ活動の場と機会の充実《6401》

①次代を担う人材の育成，スポーツ好きの子どもを育むため，スポーツにふれあうきっかけづくり，スポーツ機会の充実を図ります。



②市民が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことのできる機会の充実を図るため，スポーツ推進委員や体育協会などと連携して，各種スポーツ大会や教室などを開催します。



③市民が気軽にスポーツを楽しめる場として，総合型地域スポーツクラブ\*の活動を支援するなど地域におけるスポーツ環境整備を行います。

### 2. 指導者・スポーツ団体の育成《6402》

①様々な競技・種目の指導者やスポーツ団体の育成を図るとともに，活動の支援を行います。

### 3. スポーツ施設の整備・充実《6403》

①スポーツ施設の整備充実に努めるとともに，施設の適正な維持・管理に努めます。

②スポーツ施設整備については，社会経済情勢の動向や市民の要望などをふまえつつ，効率的・効果的な整備手法を検討します。

③施設の概要や利用状況などの情報提供や予約システムなどにより，利用の促進を図ります。



### 5 青少年の健全育成

#### 基本方針

青少年の健全育成を図るため、学校教育、家庭教育、社会教育の連携強化に努め、地域ぐるみの取組みを進めます。次世代を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かにたくましく成長し、社会参加の促進を図るとともに、地域における子どもの居場所づくりを推進します。

#### 現況と課題

地域における人間関係の希薄化や核家族化などによる家庭の持つ養育力、教育力の低下、社会における情報化の進展など、青少年を取り巻く社会環境は近年大きく変化しつつあり、それに伴って新たな課題が次々に生じています。

国においても、「子ども・若者育成支援推進法（平成22年）」に基づく「子ども若者ビジョン」が策定され、市町村は、これらの動向を踏まえながら、青少年の健全育成に取り組んでいくことが求められています。本市においても各種団体の活動と連携しながら、家庭・学校・地域が一体となって取り組む地域ぐるみの対策を積極的に推進していく必要があります。

本市における青少年育成団体は、「青少年を育てる市民の会」や「市青少年相談員連絡協議会」、「PTA連絡協議会」、「子ども会育成連合会」などがあり、地域住民の協力を得ながら、主体的に活動しています。「青少年を育てる市民の会」は、市民総ぐるみの運動として地域のパトロールや学校支援活動などを実施しており、「市青少年相談員連絡協議会」は、地域で活動する相談員の資質向上と連絡調整などを実施しています。今後も引き続き、これらの取組みを続けながら、地域総ぐるみの見守り体制はもちろんのこと、青少年の社会参加を促進することにより、地域への貢献や社会の一員であることの自覚を育てていく必要があります。

また、最近では、インターネットや携帯電話の普及により、多種多様な情報が簡単に入手できるようになりましたが、一方で、青少年が有害情報にさらされ、トラブルや高額請求の被害、犯罪に巻き込まれる危険も増大しています。国においても、青少年インターネット環境整備法（平成21年）の整備など、その対策に取り組んでいますが、フィルタリングソフト\*などの利用を促進するなど、悪質な情報を排除し、犯罪等に引き込まれるのを未然に防ぐことが重要です。

一方、子どもたちを取り巻く生活環境は、時代とともに変化しており、少子化や遊具の変化などにより、集団で遊ぶ経験、戸外で遊ぶ経験が少なくなっています。また、不審者による犯罪や交通事故の多発など地域環境は悪化しており、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。今後は、学校や公共施設を活用した子どもの居場所づくりを図っていく必要があります。

## 個別施策

## 1. 青少年健全育成地域体制の強化《6501》

重点  
1

①「青少年を育てる市民の会」や「市青少年相談員連絡協議会」、PTA、子ども会育成連合会など、青少年育成団体・グループのボランティア活動を支援し、各組織が連携し、地域ぐるみで一体となって取り組む青少年の健全育成を図る体制づくりに努めます。

重点  
1

②学校・地域・家庭が相互に連絡を取り合い、情報を共有する仕組みを充実させ、連携・協力体制の強化に努めます。

## 2. 家庭・地域の環境づくり《6502》

重点  
1

①「青少年を育てる市民の会」の活動を支援し、家庭・地域社会の様々な場や機会を通じて、青少年健全育成の環境づくりに努めます。

②「家庭教育学級\*」を通じて、家庭教育の重要性を再認識し、保護者が家庭における教育のあり方を考える機会を創出します。

③青少年にとって有害な環境をつくり出さないよう、地域環境の浄化に努めます。

## 3. 相談体制の整備充実《6503》

①地域における補導・保護活動において、適切な助言・支援ができるよう、関係機関との連携・強化に努めます。

②青少年が日常的に抱えるトラブルや悩み事などについて、いつでも気軽に相談できるよう、学校・地域における相談体制の充実に努めます。

③インターネットによる様々な犯罪から青少年を守るため、有害サイトや出会い系サイトによる被害者・加害者にならないよう、きめ細かな啓発活動を推進します。

## 4. 社会参加の促進《6504》

①地域への貢献や社会の一員であることの自覚を促すため、地域コミュニティ活動やボランティア活動など、青少年の社会参加を促進します。

②青少年の健全育成団体・グループへの参加を促し、指導者やリーダーの養成に努めます。

## 5. 放課後子ども教室\*の推進《6505》

①「放課後児童健全育成事業」（学童クラブ）と「放課後子ども教室\*推進事業」を連携・統合した、放課後子どもプラン\*の推進に努めます。

②地域ボランティアの協力体制を確立するとともに、地区コミュニティ活動と連携した市独自の子育て環境を目指します。